

議案第 15 号

白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の
資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正す
るものです。

白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成２４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第２号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業をした者（以下「第１号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業をした者（以下「第２号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第３条第３号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「５年」を「２年６月」に改め、同条第８号中「又は水道環境」を削り、「１年」を「６月」に改め、同号を同条第１０号とし、同条第７号中「若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第９号とし、同条第６号中「第１号又は第２号の卒業者」を「第１号卒業者又は第２号卒業者」に、「第１号の卒業者」を「第１号卒業者」に、「第２号の卒業者」を「第２号卒業者」に、「２年」を「１年６月」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同条第８号とし、同条第５号中「１０年」を「５年」に改め、同号を同条第７号とし、同号の前

に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第３条第４号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「７年」を「３年６月」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第３条に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項の表に掲げる検定種目のうち土木施工管理に係る同条第２項に規定する１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校の卒業者については１年６月以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については２年６月以上、同条第５号に規定する学校の卒業者については３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「４年」を「２年」

に、「６年以上、同条第４号」を「３年以上、同条第５号」に、「８年」を「４年」に改め、同条第３号中「１０年」を「５年」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「５年」を「２年６月」に、「７年以上、同条第４号」を「３年６月以上、同条第５号」に、「９年」を「４年６月」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の２号を加える。

- (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第３７条第１項の表に掲げる検定種目のうち土木施工管理に係る同条第２項に規定する１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第15号資料

○白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年条例第30号）

新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。	第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。
(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業をした者（以下「第1号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業をした者（以下「第2号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校</u> において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(新設)
(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校</u> において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(新設)
(7) <u>5年 以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(8) <u>第1号卒業生又は第2号卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業生 にあつては1年以上、第2号卒業生 にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	(6) <u>第1号又は第2号の卒業生</u> であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9) <u>外国の学校において、第1号から第6号まで</u> に規定する課程に相当する課程 を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実	(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実</u>

務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項の表に掲げる検定種目のうち土木施工管理に係る同条第2項に規定する1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については1年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) （略）

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下

務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年_____以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号_____に規定する学校の卒業生については9年_____以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号_____に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) （略）

（新設）

<u>水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(8) 建設業法施行令第37条第1項の表に掲げる検定種目のうち土木施工管理に係る同条第2項に規定する1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (略)	(新設) (略)
--	------------------------